

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	地域の創意工夫による子育て支援の充実	85
2	民間の子育て支援活動の促進	85
3	NPO・ボランティア活動の促進	85
4	世代間交流の促進	85

基本理念 Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

基本施策 2 たくましい子どもの育ち

施策 ① 幼児期の教育・保育の充実

施策の目的

- ◇ 県内の幼稚園、保育所、認定こども園等で、質の高い幼児教育の実施、小学校との円滑な連携・接続による学びや育ちの連続性の確保のために、県、市町村及び幼児教育施設、小学校、保護者や地域が取り組む。

現状と課題

- 教育基本法において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的とされています。加えて、近年、粘り強さや協調性といった小学校以降に「学びに向かう力」につながる資質・能力を幼児期に育成することの重要性も国内外で叫ばれています。こうした状況の中で、平成30年度から、3歳児以上を受け入れる幼児教育施設においては、幼稚園、保育所、認定こども園など施設の種類に関わらず、質の高い教育が求められるようになりました。
- 本県での幼児教育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園等）の利用率を見ると、全ての年齢階層において全国平均よりも高く、特に0歳児から2歳児においては、全国平均のおおよそ2倍となっています。
- また、子どもが通う幼児教育施設のうち、全国平均では幼稚園と保育所の割合がほぼ同じに対して、島根県では保育所に通う子どもの割合が80%と高くなっており、保育所における幼児教育についても重要となっています。
- 市町村においては、幼児教育の向上に主体的に取り組む必要があり、体制の充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 市町村及び幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を主体的に取り組むことができるように体制を構築します。

- ✓ 平成30年度に設置した島根県幼児教育センターを中心に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、連携型認定こども園保育・教育要領の確実な実施、幼児教育施設と小学校との円滑な連携・接続、子育て支援等を幼児教育施設が実施できるよう、指導・助言や研修会を開催します。
- ✓ 「島根県幼児教育振興プログラム」を活用し、市町村及び幼児教育施設、県、保護者、地域が幼児教育の質の向上に取り組むよう、理解の促進を図ります。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	幼児教育総合推進事業	86

施策 ② 子どもの生きる力の育成

施策の目的

- ◇ 幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育、家庭や地域との連携等を通じて、次代を担う子どもの生きる力を育成する。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代と触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 社会環境、生活様式や家庭環境などの変化により、子どもの体力・運動能力の低下傾向や若年性生活習慣病などの健康課題、生活・自然体験・異年齢交流機会の減少などにより、豊かな心が育まれにくいなど、心身両面で課題が発生しています。
- 令和元年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果によると、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいると思う児童生徒の割合が全国と比較して高い一方で、小中学校の国語、算数・数学、中学校英語で高正答率者が全国と比較して少ない、中学3年生の家庭学習時間が全国と比較して少ないなどの課題がありました。知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の3つの要素を偏りなく育成していく必要があります。
- いじめの問題などは学校での積極的な認知や組織的な対応が進んだこともあり、認知件数が増えています。不登校も増えており、要因も複雑化、多様化してきています。学校、家庭、地域社会、関係諸機関等がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携・協力して子どもを育成することが大切です。
- 県内においても、児童生徒が被害者になりうる事案が多く発生しており、学校における安全指導の充実や安全管理の徹底を指導する必要があります。
- 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住

Ⅱ しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現
2 たくましい子どもの育ち

民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもたちは、知徳体の調和的発達のもとに、家庭・地域・学校を基盤として、社会や多様な人との関わりの中で、ふるさとに愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むことが大切です。自分の生き方を考え、決定し、行動していく力や課題解決能力を身に付けることが大切です。このような力を育てるため、幼児教育から中等教育段階まで一貫した教育を推進し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援や子どもの心に響く道徳教育の充実、健康教育の推進等を図ります。
- ✓ 学校での学びを生かし、子ども達が様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- ✓ 家庭や地域と連携して、児童生徒が安心して教育を受けることができる環境の整備や多様な体験活動、生涯スポーツ等の推進に努めます。
- ✓ 学校運営の改善と発展のため、まずは学校の教職員による自己評価を行い、その上で保護者、地域住民、学校評議員等による学校関係者評価を行うことで学校の現状や課題について共通理解を深めて協力して改善に努めます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	基礎学力の育成	8 6
2	きめ細かな指導・支援体制の充実（小・中学校）	8 7
3	ふるさと教育の推進	8 7
4	道徳教育の充実	8 7
5	青少年文化活動の推進	8 7
6	健康教育の推進	8 7
7	地域ぐるみのスポーツ・レクリエーション活動の推進	8 7
8	生徒指導体制の充実強化	8 8
9	未来を拓く県立学校づくりの推進	8 8
10	教育相談体制の充実	8 8
11	学校安全確保の推進	8 8
12	学校関係者評価の推進	8 8

施策 ③ 家庭や地域の教育力の向上

施策の目的

- ◇ 地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力向上を図る。

現状と課題

- 子どもが、親の愛情や家族との絆に支えられ、多くの世代との触れ合い、恵まれた自然の中での様々な体験、学習等を通して、知性や豊かな感性、健やかな心身を育み、生命の尊さ、家庭の意義などを理解し、倫理観、自立心等を身に付け、「生きる力」の基礎を養っていける環境を整備していく必要があります。
- 全国的に集団での活動の減少や個人で行動する機会が増え、自己中心的な行動が増加していること、地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足していることが言われています。その中で規範意識の低さ、社会的自立の遅れなどマイナス要素が指摘されています。このため、乳幼児期からの教育を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着する必要があります。
- 人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、ときにはぶつかったりしながら相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができます。自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つとともに、他者を尊重しながら接し、互いに支え合って生きていこうとする子どもたちを育成していく必要があります。
- 子ども一人ひとりが、生活や遊びという、直接的・具体的な体験を通して、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うために、乳幼児期から発達段階に応じた質の高い教育・保育を受けることができる環境を整備していく必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査（R1）」の結果によると、「読書が好き」に肯定的な回答をした割合が小学校 70.5%（全国：75.0%）、中学校 68.3%（全国：68.0%）となっています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- また、「週1回以上図書館へ行く回数」と回答した割合が小学校 27.1%（全国：17.2%）、中学校 15.3%（全国：8.3%）と高い割合を示し、子どもたちにとって図書館が身近な場所となってきています。子どもたちの想像力や感性を育み、豊かな心を育成するために、学校での読書活動の推進をより一層図る必要があります。
- 地域の子どもは地域で育てるという考え方のもとに、公民館の活動等を進めていく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 子どもを地域社会全体で健やかに育む観点から、学校、家庭及び地域との連携のもと、島根県の豊かな教育資源を活用した体験活動の充実を図ります。

II しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現

2 たくましい子どもの育ち

- ✓ 将来子どもたちが社会で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を図るとともに、特にふるまい定着の基盤をなす乳幼児期の子どもの保護者親世代を始めとする大人のふるまいの意識を高め、地域全体にふるまいを広げていくための取組を推進します。
- ✓ 子ども自身が自分を大切な存在として実感でき、「やる気」「責任感」が育まれるよう、子どもに役割を持たせることや、子どもを認めることの大切さについて啓発活動に取り組みます。
- ✓ 子どもの創造力や感性、豊かな心を育むために、道徳教育の充実や読書活動の推進を図ります。
- ✓ 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、また家庭の教育力が向上するよう家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。
- ✓ 子どもたちの発達段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- ✓ 家庭において、様々な体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しするため、そのような体験活動を積むことの有益性を家庭に啓発します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着	89
2	家庭教育への支援の推進	89
3	地域の教育力向上への支援	89
4	子ども読書活動の推進	89
5	県の特色ある地域資源の活用促進	89
6	体験活動の充実及び家庭への意識啓発	89

施策 ④ 青少年の健全育成の推進

施策の目的

- ◇ 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、青少年自身の社会参加を促進するとともに、心身ともに健やかに成長できる環境の整備や県民の意識向上を図ることで、青少年の健全育成を推進する。

現状と課題

- 健全育成のために求められる取組や支援が多様化する中、学校・家庭・地域・関係団体がより一層緊密に連携して、規範意識や社会性を高める活動を進めていく必要があります。また、地域では、青少年育成活動が行われていますが、大人主体の企画運営になっていることが多いことから、今後は青少年が主体となった活動を推進し、その意見や行動力を青少年育成や地域活性化に活かすよう

な仕組みづくりが必要です。

- 様々な困難を有する子ども・若者の問題も深刻化しており、これら子ども・若者が円滑な社会生活を営んでいくことができるよう、自立に向けた相談・支援体制の充実が求められます。青少年の居場所、特に中高生の居場所が少ない現状があり、青少年が自由に活動できる居場所づくりが求められています。
- インターネットをはじめとする各種メディアによる有害情報の氾濫や、次々と新たなサービス形態が出現するなどの社会環境の変化は、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- 非行は、青少年を取り巻く環境や背景など様々な要因により発生します。現状では、非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などのいわゆる「初発型非行」が大半を占めるほか、刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しています。
- 県内の少年非行の約6割が万引きや自転車盗等の初発型非行で占められており、罪悪感の希薄さがその大きな要因となっています。このため、青少年が様々な社会活動や学校における学びの場を通して、社会のルールを守ることの大切さを考え、人を思いやる心や強い正義感を身に付ける必要があります。

施策の方向性

- ✓ 流動する社会情勢を踏まえ、関係機関・団体、公民館、企業、学校、家庭、地域などが緊密に連携することで、青少年の居場所づくりや主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。
- ✓ 青少年育成島根県民会議が、各市町村民会議や関係機関・団体をつなぐプラットフォーム的役割を担うことによって、青少年育成事業のすそ野を広げ、連携を強化していくことを目指します。そのためには、青少年健全育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、今まで以上に地域の活性化を進める仕組づくりが必要であり、各市町村団体等と協議や情報交換の場を設け、青少年の健全育成を推進します。
- ✓ 様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます。近年、青少年の居場所づくりの要請をより強く求められるようになってきました。社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制づくりや人材育成、広報活動をさらに進めていく工夫改善をしていきます。
- ✓ 書店やコンビニエンスストア等への計画的な立ち入り調査や有害図書類の審査等を通じて、青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するとともに、学校における非行防止教室の開催などを通して、青少年の犯罪加害・被害防止を図ります。
- ✓ 非行少年を生まない社会環境の整備と再非行をさせないための支援活動を推進します。そのためには、青少年の規範意識や思いやりの気持ちを醸成する取組や環境整備の取組を引き続き推進していく必要があり、社会活動、学校教育との連携の中で工夫改善を行っていきます。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	青少年を健やかに育む意識向上事業	90
2	困難を有する子ども・若者支援事業	90
3	社会参加・参画活動等の促進	90
4	社会参加活動等の促進	90
5	青少年を取り巻く地域環境浄化事業	90
6	非行防止対策の推進	90

基本施策 3 次代の親の育成

施策 ① 生命の尊さ、家族の意義の理解の促進

施策の目的

☆ 次代を担う児童や生徒の、生命の尊さや家庭の意義などの理解の促進を図る。

現状と課題

- 少子化の進行は家庭や地域での子どもの生活を変化させています。各家庭で大切に育てられている反面、親が子どもに手をかけ過ぎ、子どもの生活体験を奪ったり自立を妨げたりする傾向が見られます。このため、子どもの自己肯定感や主体的に学び自立して生きていこうとする力の低下が危惧されています。
- 学校は、家庭・地域と連携し、教育活動をとおして、子ども一人ひとりが家庭や社会を支えるかけがえのない存在であるという自覚をもたせていく必要があります。
- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携し効果的な取組を進める必要があります。

施策の方向性

- ✓ 生命の尊さ、正しい性知識を理解し、家族や家庭生活の大切さに対する若い世代の理解が進むよう、教育内容、教育環境の充実を図ります。
- ✓ 子どもたちが自身のライフプランを自分事として考える機会を設け、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。

目的を達成するための主要事業

番号	事業名	資料編ページ
1	学校教育における家庭や家庭生活等に関する学習の実施	9 1
2	子どもの未来デザイン講座の実施	9 1

施策 ② 若い世代の就業促進

施策の目的

◇ 若年者の能力開発の推進、適職選択による安定就労及びキャリア形成の支援を推進する。

現状と課題

- 就職を希望する高校生の就職内定率が99%に達する（H30）一方で、高卒就職者の3年以内離職率が39.2%に達するなど、職業・勤労に対する理解が不足している面がみられます。各学校では、授業や進路に関する様々な情報提供を通して、学ぶこと・働くことの意欲を高め、自らの将来の進路をしっかりと描くことができるような取組が必要となります。直接働く職場を見て、体験することで自身が働くイメージをしっかりと持つことが重要であり、学校・家庭・地域社会が連携した仕事研究や職場体験などの一層の充実が必要です。
- 若年者の就業状況は、15歳から24歳の完全失業率が3.6%（労働力調査：H30年平均）と低減傾向にありますが、新規学卒者の早期離職者が依然多いこと、県外の企業による採用競争が激化していることなどから、若年者が企業で働き続けるイメージを抱きにくい状況にあると言えます。県内産業の振興によって若年者にとって魅力的に感じられる雇用の受け皿づくりを進めるとともに、若年者の就業意識の向上や県内産業が求める能力を有した人材育成などの就職支援施策に取り組む必要があります。
- 若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に無業者、不安定就労者長期間就労していない就職困難者等の就労意識向上や職業訓練等による能力開発、キャリア形成を支援していく必要があります。

施策の方向性

- ✓ 若者の経済的自立のためには、就業が重要であることから、働くことについての理解を深めるキャリア教育の推進、就労に係る関係者間の理解促進、就業体験の質的向上、高等技術校での職業訓練等により、学卒者の就業を促進します。
- ✓ 「ジョブカフェしまね」や「しまね若者サポートステーション」における若年者への職業意識の啓発や職業相談、職場体験などを通じて、若者の職業的な自立を促していきます。
- ✓ 県内産業を支える人材の育成などに積極的に取り組む一方、第一次産業を中心とした若年者のための産業体験事業を充実するなど、若年者の県内就職を促進します。